

兵庫区歴史花回道
史跡等案内看板設置補助金交付要綱



兵 庫 区 役 所

兵庫区歴史花回道 史跡等案内看板設置補助金交付要綱

令和3年3月3日 区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、兵庫区歴史花回道構想の推進及び兵庫区外から来訪する人へのホスピタリティ（おもてなしの心）の向上をめざし、住民の組織する団体（以下「住民組織」という。）の地域資源を活かした活動、来訪者の増加、並びに兵庫区のまちの広報活動に役立てるため、地域の資源や史跡などの説明板及び案内標識（以下「案内看板」という。）の設置に要する経費を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 史跡等案内看板設置補助金の交付については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）の定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象組織)

第2条 この要綱に基づき、案内看板の設置補助金を受けることができる住民組織とは、兵庫区内の一定地域において、まちの史跡などを活かしたまちづくり活動を行う団体とする。但し、政治・営業・宗教活動等の目的のために結成されている住民団体を除くものとする。

(対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、補助対象組織が行う案内看板の作製及び設置に要する経費とする。

(補助金の額及び限度額)

第4条 補助金の額は、補助の対象となる経費全額とし、各補助区分につき、補助限度額は、次のとおりとする。

区分	看板の種類	補助限度額（設置費を含む）
A	史跡等説明板	1枚につき 10万円
B	史跡等への案内標識	1申請につき 10万円

2 1団体当たりの補助金の限度額は年額20万円とする。

(補助基準)

第5条 兵庫区長（以下「区長」という。）は、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当する場合に、補助金を交付するものとする。

- (1) 住民組織の属する地域が、地域資源である史跡の広報や来訪者へのホスピタリティの向上に寄与するために設置すること。
- (2) 住民組織が、案内看板の設置場所を確保することができ、公道上でないこと。
- (3) 住民組織が、管理責任者を明確に定めて、案内看板を安全かつ良好に維持管理することができること。
- (4) 史跡等説明板（区分A）の仕様については、10年以上風雨に耐えうるものとする。
- (5) 兵庫区歴史花回道構想で定めた108箇所の史跡等については、説明板（区分A）に別図ロゴマークを入れるとともに、説明板（区分A）の内容を兵庫区歴史花回道散策マップに準ずるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする住民組織は、次の各号に掲げる書類を区長に申請しなければならない。

- (1) 史跡等案内看板設置補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 団体の規約，会則及び役員名簿
- (3) 設置計画書

(交付の決定)

第7条 区長は、前条の申請があった場合、その内容を審査し、第5条の基準に適すると認めるときは、予算の定める範囲内において、すみやかに補助金交付を決定し、次の各号に掲げる書類により申請者に対し通知するものとする。

- (1) 史跡等案内看板設置補助金交付決定通知書（様式第2号）
- (2) 前号に掲げるもののほか区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の決定に際し、補助金交付の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付すことができる。

3 区長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次の各号に掲げる書類をもって申請者に対し通知するものとする。

- (1) 史跡等案内看板設置補助金不交付決定通知書（様式第3号）
- (2) 前号に掲げるもののほか区長が必要と認める書類

(補助事業等の変更等)

第8条 補助金交付の決定を受けた住民組織は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは史跡等案内看板設置補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を史跡等案内看板設置補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は史跡等案内看板設置補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助金交付の決定を受けた住民組織に通知するものとする。

(設置報告書の提出)

第9条 補助金交付の決定を受けた住民組織は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次の各号に掲げる書類を当該案内看板の設置完了後、速やかに区長に提出しなければならない。

- (1) 史跡等案内看板設置報告書（様式第8号）
- (2) 設置の状況がわかる書類（写真等）

(交付額の確定)

第10条 区長は、補助金規則第16条に係る補助金等の交付額の確定を行ったときは、次の各号に掲げる書類により、速やかに補助対象組織に通知するものとする。

- (1) 史跡等案内看板設置補助金額確定通知書（様式第9号）
- (2) 前号に掲げるもののほか区長が必要と認める書類

(補助金の請求及び交付)

第 11 条 補助金交付の決定を受けた住民組織は、補助金の交付を受けようとするときは、史跡等案内看板設置補助金請求書(様式第 10 号)を区長の定める期日までに区長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、区長は補助金を交付すべきと認めるときは速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第 12 条 区長は、補助金交付決定を受けた住民組織が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。
- (2) 使用目的と異なった目的に補助金を使用したとき。
- (3) 交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長の指示等に違反したとき。

(補助金の返還)

第 13 条 区長は、前条及び補助金規則第 19 条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を史跡等案内看板設置補助金交付決定取消通知書(様式第 11 号)により当該住民組織に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された者は、速やかに交付を受けた金員に相当する額を返還しなければならない。

(施行細目の委任)

第 14 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

